

# 水処理センター排出水の排水基準表

(川崎市)

R5.10.8 ~

	入江崎	加瀬	等々力	麻生
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	1	1	1	1
有機燐化合物	0.2	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀化合物 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	230	10	10	10
ふっ素及びその化合物	15	8	8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)			
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	10	10	10	10
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	25	25(20)	25(20)	25(20)
	* (15)	* (15)	* (15)	* (15)
	** 70	** 70	-	-
化学的酸素要求量(COD)	25(20)	25	25	25
浮遊物質質量(SS)	70(50)	70(50)	70(50)	70(50)
	* 40	* 40	* 40	* 40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	5	5	5
動植物油類	10	10	5	5
フェノール類含有量	0.5	0.5	0.5	0.5
銅含有量	3	3	1	1
亜鉛含有量	2	2	1	1
溶解性鉄含有量	10	10	3	3
溶解性マンガン含有量	1	1	1	1
クロム含有量	2	2	2	2
	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
大腸菌群数	* 3000	* 3000	* 3000	* 3000
窒素含有量	30	30	30	30
磷含有量	4	4	4	4
	-	* (3)	* (2.2)	* (3)
ニッケル及びその化合物	1	1	1	1
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。			
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。			
温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。			

- 備考 1 単位は、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)、水素イオン濃度 (水素指数)、大腸菌群数 (個/cm<sup>3</sup>)、色汚染度 (度)、臭気、温度 (度) を除き全て mg/L です。
- 2 アルキル水銀化合物の「検出されないこと」とは、アルキル水銀化合物が 0.0005mg/L 未満のことです。
- 3 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、大腸菌群数、燐含有量についての排水基準の ( ) 内は、日間平均値です。
- 4 生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、大腸菌群数の基準の \* 印は、下水道法第 8 条による、公共下水道からの放流水に係る雨水の影響が少ない時の水質の技術上の基準です。
- 5 生物化学的酸素要求量の基準の \*\* 印は、下水道法第 8 条による、公共下水道からの放流水に係る雨水の影響が大きい時の平均水質 (時間的及び空間的) の技術上の基準です。
- 6 排水基準の法令上の根拠は、次の各色により表中で区別されています。

水質汚濁防止法第 3 条第 1 項

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 45 条第 1 項

大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例第 2 条

下水道法第 8 条 (放流水の水質の技術上の基準)

ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 2 項第 2 号